

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年8月26日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

3 北総 第 90 号

令和3年8月13日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年7月30日付け3北監第30号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜総務課＞

1 【監査委員意見】

- (1) 準公金の管理について、キャッシュカードやクレジットカード等の使用におけるリスク管理及びコンプライアンス上の問題について、定期的に庁内へ周知していただきたい。
- (2) 準公金の取扱い・管理における統一的基準の策定を検討していただきたい。
- (3) 市職員が準公金を取り扱うことの必要性について、定期的に精査し見直していただきたい。

2 【措置状況】

- (1) 準公金に関して、市職員が団体に代わって管理を行う場合に危惧される問題点を踏まえ、定期的に庁内へ注意喚起等の周知を行います。
- (2) 準公金の取扱い・管理に関する基準等について、他市の例を参考に研究し、市としての指針となるものを策定します。
- (3) 定期的な職員への周知に合わせて、準公金の取扱いを職員が行う点について、その必要性を踏まえ、適宜見直しを図るよう促します。

3 北 生 第 8 1 号

令和3年8月18日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年7月30日付け3北監第30号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜生涯学習課＞

1 【指摘事項】

- (1) 市職員が管理する準公金の団体名義でキャッシュカードを作成し、市職員が保管・使用しているものは原則として廃止すること。
- (2) 市職員が管理する準公金の支出について、職員個人のクレジットカードで立替払いをしない取り扱い及び職員個人が事業者のポイント制度・キャッシュバック制度等に基づく利益を享受しない取り扱いを徹底すること。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、該当する団体と協議し、キャッシュカードを廃止しました。
- (2) 指摘事項については、今後、適正な事務処理及び取り扱いを遵守徹底します